

各位

株式会社 商工組合中央金庫  
株式会社 りそな銀行

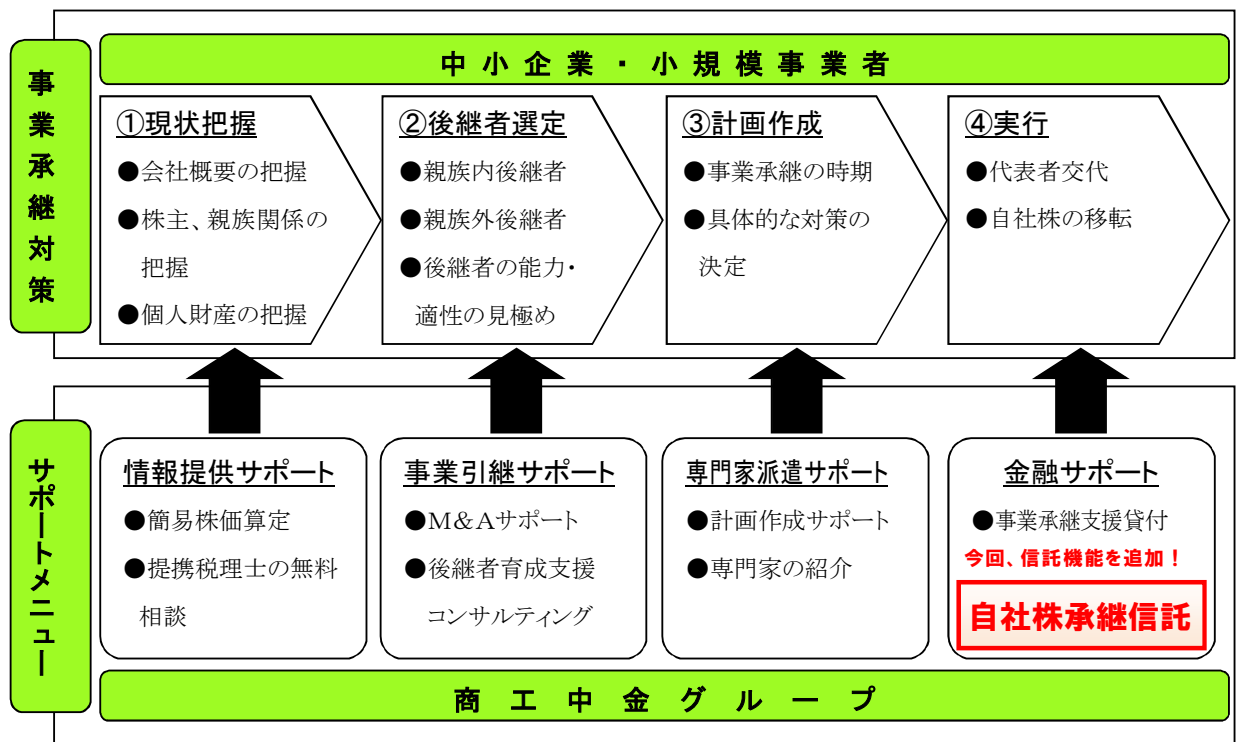
商工中金における「自社株承継信託」の取扱開始について  
～信託業務に関する提携関係の強化～

商工中金（社長 杉山 秀二）とりそな銀行（社長 東 和浩）は、信託代理業務に関する提携関係を強化し、本日より、商工中金における「自社株承継信託」の取扱いを開始いたします。

「自社株承継信託」とは、企業オーナーが経営権を引き続き確保しながら、財産権を後継者に早期に承継することを目的とした、りそな銀行独自の信託商品です。

商工中金は「自社株承継信託」を信託契約代理業務の取扱業務のメニューに加えることで増加する事業承継に関する取引先企業のニーズへのサポート体制を強化いたします。

【商工中金の事業承継サポート】



以上

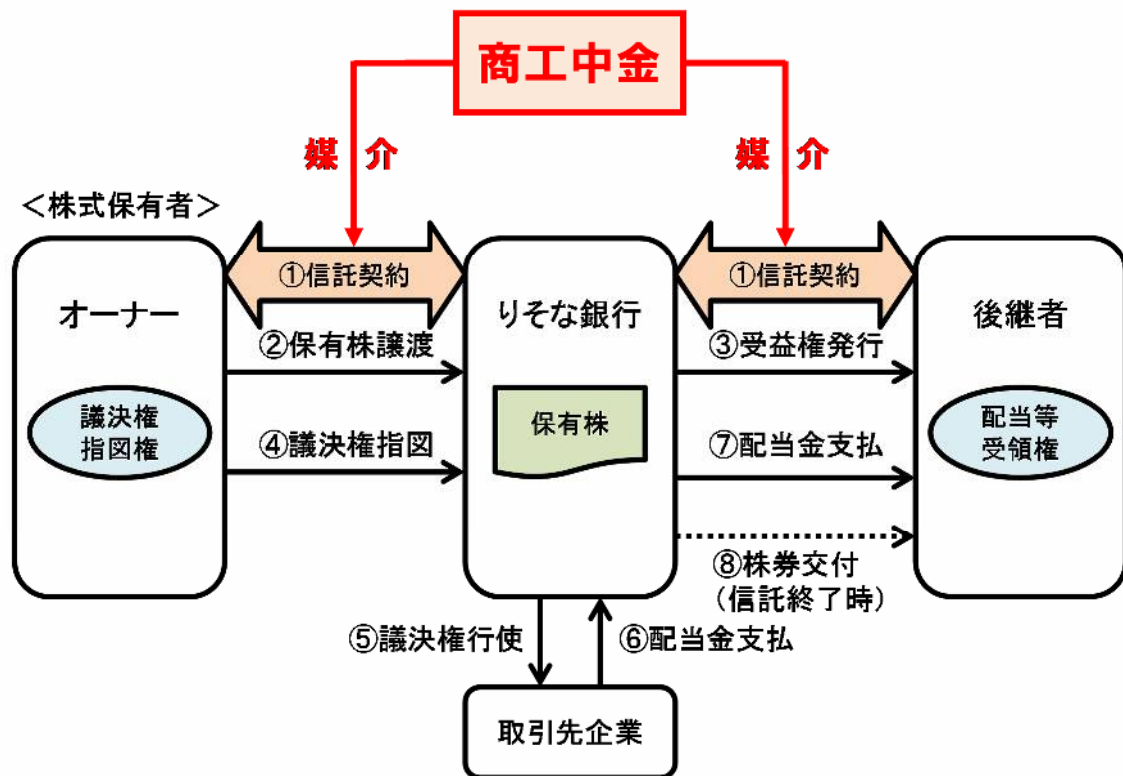
別紙

【自社株承継信託の概要と対応ニーズ】

スキーム	概要	対応ニーズ
議決権留保型	経営権は企業オーナーが保有し、財産権を後継者に贈与するスキームです。	「後継者に財産権を早期に贈与し、経営権を保有しつつ後継者を育成したい」というニーズに対応します。
受益権譲渡型	経営権は企業オーナーが保有し、財産権は後継者と売買し譲渡するスキームです。	「財産権を後継者と売買することで譲渡し、経営権を保有しつつ後継者を育成したい」というニーズに対応します。
議決権第三者指図型	持株会社等が保有する株式について、経営権は企業オーナーに残しつつ、財産権は持株会社等に移転するスキームです。	「持株会社等の保有する株式について、経営権は確保したい」というニーズに対応します。
遺言代用型	万が一の事態に備え、企業オーナーがあらかじめ株式の交付先を定め、相続発生時に株式を交付するスキームです。	「遺産分割協議等に左右されることなく、自社株式を後継者に承継させたい」というニーズに対応します。

※ 「自社株承継信託」のご利用に際し、りそな銀行の受託審査があります。審査の結果次第ではご希望に添えない場合がございます。

(議決権留保型のスキーム図)



※ 商工中金は、りそな銀行の信託契約代理店の立場で「自社株承継信託」のご案内をいたします。ご利用にあたっては、りそな銀行と信託契約をご締結いただきます。